



文化芸術活動の継続支援事業について

対象となる者

文化芸術活動を行う以下の個人または小規模団体(従業員おおむね20人以下)

フリーランスを含む 個人事業者 (実演家、技術スタッフ等)

社団・財団法人 (一般・公益) 等

会社及び会社に準ずる 営利法人

株式会社、合名会社、 * 合資会社、合同会社、 特例有限会社、 企業組合・協業組合

特定非営利 活動法人*

法人格を有しない 文化芸術関係団体

①団体の意思を決定し、執行する 組織が確立されていること ②自ら経理し、監査する等の 会計組織を有すること ③団体活動の本拠としての事務所

*文化芸術の公演・制作に直接携わることを目的とすることが、定款等及び活動実績により明らかな団体に限ります。

施設の設置・管理を行う者は 文化施設の感染症防止対策事業の対象 (一定の要件を満たす劇場、博物館等)以外は、本事業の対象となります。 ※ライブハウス、ミニシアター等について、小規模事業者持続化補助金の対象となりうる者が 運営している場合には、まずは商工会・商工会議所の窓口に相談し、支援が受けられないこと が明らかになった場合に、本事業への申請が可能です。

対象となる条件

下記の状況にある文化芸術活動に携わること

- ①不特定多数に公開することによってチケット収入等をあげることを前提としたものであって
- ②新型コロナウイルス感染症によるイベント等の自粛によって大きな影響を受けるとともに、 ③今後の再開に当たって、複数の者の参加が必要であったり、稽古が必要などの理由など 何らかの事情がありすみやかな再開が困難(③-1)であったり、新型コロナウイルス感染拡大予防 のために従来と同様の収入が確保できない可能性がある(③-2)などの事情がある活動
- また、個人については、プロの実演家、技術スタッフ等であること、団体については、文化芸術 活動の実施に当たって、構成員等に報酬を支払う団体であることが必要です。

下記の分野を対象範囲として想定

- ・音楽、演劇、舞踊、映画・アニメーション
- ・コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ・伝統芸能(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他)
- 大衆芸能(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他)

・美術、写真、茶道・華道、書道、国民娯楽(囲碁・将棋、その他) ※個展の開催や対局の公開で収入を得るなど、条件①②③を満たす場合は対象

対象となる取組

以下の取組を含む「文化芸術活動」の実施に必要な経費を支援

- 1 以下の 1~3 のいずれかの取組(複数可)
- ①国内外の観客、参加者等の回復・開拓
- ②活動の継続・再開のための公演・制作方法等の検討・準備・実施
- ③雇用契約の明文化等の経営・ガバナンスの近代化

2

1の取組と併せて行う、 業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防 ガイドラインに即した取組

補助金の額等

〈補助の基本的な考え方〉

上記 1 の経費 2/3 または 3/4*1



*1 補助対象経費の1/6以上について、例えばICTを活用した 集団練習等(123)に該当する事業)に充てる場合には3/4に引き上げ *2 ただし、1 の補助額が上限

〈補助の形態〉

| 活動継続・技能向上等支援 A-① | 標準的な取組を行うフリーランス等向け | 上限額:20万円 |
|------------------|----------------------|---------------------|
| 活動継続・技能向上等支援 A-② | より積極的な取組を行うフリーランス等向け | 上限額: 150万円* |
| 活動継続・技能向上等支援 B | 小規模団体向け | 上限額: 150万円* |
| 共同申請 | 小規模団体・個人事業者向け | 上限額: 1500万円(10者の場合) |

*(1)上限100万円+(2)上限50万円

その他

〈事業実施期間〉

令和2年2月26日~令和2年10月31日

※但し、団体が行うトライアル公演については、令和2年12月6日まで延長が可能です。

〈申請期間〉

第2次募集:令和2年8月8日10:00~令和2年8月28日17:00 第3次募集:令和2年9月12日~令和2年9月30日 予定 (第3次募集は、行わない場合があります。)

お問合わせ先

令和2年度「文化芸術活動の継続支援事業 |事務局

〒105-8335 東京都港区芝3-23-1 セレスティン芝三井ビルディング13階

10:30~17:00

20 0120-620-14 十、日、祝日も営業しております。なお、休日は比較的繋がりやすくなっております。 申請方法等詳しくは

文化芸術活動の継続支援事業 検索



